

秋田市告示第58号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、秋田県知事から令和5年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和5年3月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 国土調査として告示された年月日
令和5年3月7日 秋田県告示第95号
- 2 調査を実施する者の名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市河辺神内字鳥井長根の一部
 - (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市河辺神内字沢見の一部
秋田市河辺神内字堂坂の一部
秋田市河辺神内字鳥井長根の一部
- 4 調査期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで